

楽天 Edy サービス利用約款（携帯電話版）

第1条（目的）

本約款は、楽天 Edy 株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する電子マネー「Edy」を Edy 携帯電話(第2条で定義します。)でご使用いただく場合に関して規定するものです。利用者が Edy 携帯電話で「Edy」を使用する場合には本約款が適用されます。

第2条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

●Edy

当社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、本約款に基づき利用者が商品等の代金の支払に使用することができる前払式支払手段である「楽天 Edy」及び「Edy」

●楽天 Edy オンライン

当社が別に定める約款に基づき Edy の発行、使用、付与、移動及び Edy を贈ることを目的として、利用者の Edy を記録するために割り当てられる当社所定のサーバー上のアカウント

●楽天 Edy サービス

Edy の発行、Edy の購入情報及び残高情報の管理に加え、利用者が加盟店から商品等の販売又は提供を受ける場合において、当該商品等の代金の全部又は一部の支払いとして Edy を使用したときには、使用された Edy に相当する代金額と同額の金額を当社が加盟店に対して支払うサービス

●Edy 携帯電話

Edy を利用するために必要な機能を備えることができる携帯端末（携帯電話を含む。）の種類であって、当社が Edy を利用できると認定したもの

●楽天 Edy アプリ

当社所定のアプリケーションであり、当該アプリケーションがインストールされた Edy 携帯電話により Edy の使用が可能となるもの

●携帯電話事業者

携帯電話及び PHS 等の電気通信サービスを提供する電気通信事業者

●Edy カード

利用者が楽天 Edy サービス利用約款に従って Edy を記録し使用するために必要な機能を備えた非接触 IC カード等

●Edy 番号

Edy 携帯電話の画面に表示される番号であって、当該 Edy 携帯電話に記録される Edy 及び Edy による取引を特定するために割り当てられる 16桁の数字

●楽天 Edy マーク及び Edy マーク

当社の加盟店であることを認識できるよう加盟店標識として使用される楽天 Edy サービスのマーク

●利用者

Edy 携帯電話によって Edy を利用する方

●加盟店

当社の Edy の取扱いに関する加盟店契約により、商品等の販売及び提供に係る代金の支払いについて利用者が Edy を使用することができる事業者

●商品等

利用者が販売又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ及び権利等

●Edy 端末

商品等の購入又は提供の代金の支払いについて利用者が Edy を使用するために必要となる機器であって、加盟店又はその指定する場所に設定される端末機器

●Edy チャージャー

利用者が本約款第 6 条により Edy の発行を受けることのできる端末機器

●パーソナルリーダー・ライター

インターネットを介して利用者が Edy の発行を受ける際又はインターネットを通じて購入もしくは提供を受ける商品等の代金の支払いに Edy を使用する際に必要となる端末機器（その他の機器に内蔵される端末機器も含む。）

●提携会社

当社から Edy の発行に関する事務の委託を受け、当社から利用者に対する Edy の発行に関する事務を履行する事業者

第 3 条 (Edy 携帯電話のご利用準備)

1. 利用者は、ご自身の費用と負担によって Edy 携帯電話を入手し、携帯電話事業者との間で必要となる通信サービス契約（以下「通信サービス契約」といいます。）の締結等の Edy 携帯電話を用いて Edy を使用するために必要な環境を整えてください。
2. Edy 携帯電話の品質又は瑕疵その他 Edy 携帯電話に関する事項については、利用者は、当該 Edy 携帯電話の製造元、販売元又は携帯電話事業者等との間でこれを解決してください。当社は、当社の責めに帰すべき場合を除き、責任を負わないこととします。
3. 利用者は、Edy 携帯電話で Edy の使用を可能にするための機器操作を、当社所定の手続及び手順に従い、利用者ご自身で機器操作を行ってください。Edy 携帯電話の機器操作を含む使用状況等によっては、利用者は Edy 携帯電話で Edy の使用ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

第 4 条 (パーソナルリーダー・ライターの取扱い)

1. 利用者は、インターネットを利用した取引において Edy の使用を希望する場合、別途パーソナルリーダー・ライターを利用者の費用により入手してください。

2. 利用者は、パーソナルリーダー・ライタを、利用者が使用する機器（以下「パーソナルリーダー・ライタ接続機器」といいます。）に当社所定の方法に従い使用してください。なお、機器の種類によっては、パーソナルリーダー・ライタの使用ができない場合がありますので、事前にご確認ください。

第5条（Edyの取扱い）

1. 利用者は、違法、不正又は公序良俗に反する目的でEdyを使用することはできず、かつ、営利目的にEdy、Edy携帯電話又はパーソナルリーダー・ライタを使用してはなりません。
2. 利用者は、対価の有無を問わず、いかなる第三者へもEdy（利用者が保有するか否かは問いません）、Edyカード及びEdy携帯電話の譲渡、貸与、移転及び担保提供その他の一切の処分をすることはできません。
3. 利用者は、対価の有無を問わず、いかなる第三者からもEdy（楽天Edyオンライン、Edyカード若しくはEdy携帯電話に保有されるかは問わず、かつ、当該第三者が保有するか否かは問いません）、Edyカード及びEdy携帯電話の譲渡、貸与、移転及び担保提供その他の一切の処分を受けることはできません。
4. 前2項にかかわらず、本約款に定める方法その他の当社が問題ないと判断する方法で行う場合、または、楽天Edyアプリのインストールされていない若しくはアンインストールが完全に実施されたEdy携帯電話の場合についてはこの限りではありません。
5. 利用者がEdy携帯電話に記録することのできるEdyの上限は、当社所定の金額とします。利用者は、上限の範囲内であれば何度でも、本約款に基づき当社からEdyの発行を受け、Edy携帯電話に記録することができます。
6. Edyの未使用残高は、当社所定のアプリケーションの起動及び当社所定の操作によってEdy携帯電話の画面上に表示されるほか、Edy端末、パーソナルリーダー・ライタ接続機器又はEdyチャージャー等の画面に表示させる方法によっても確認することができます。
7. 利用者は、Edy、Edy携帯電話及びそのソフトウェア又はパーソナルリーダー・ライタの破壊、分解、解析、偽造、変造等を行ってはならないものとし、理由のいかんにかかわらずEdyの複製を試みたり、そのような行為に加担及び協力してはなりません。

第6条（Edyの発行）

1. 利用者は、Edyの発行を希望するときは、当社所定の方法により手続を行います。
2. Edyが利用者のEdy携帯電話に記録された時点をもって、利用者に対しEdyが発行されます。
3. 1回に発行されるEdyの額は、金25,000円相当を限度とし、かつ、利用者は、当社所定の金額単位でのみ発行を受けることができます。
4. 利用者が支払うEdyの発行対価は、利用者から当社に対し、直接又は提携会社を通じて支払われます。

5. 利用者は、当社又は提携会社所定の時間内に限り、Edy の発行を受けることができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、Edy の発行が中止されることがあり、この場合、利用者は異議を述べません。

第7条 (Edy の使用)

1. 利用者は、楽天 Edy マーク及び Edy マークを掲示した加盟店において商品等を購入し又は提供を受ける際に、Edy 携帯電話に記録された Edy を使用して、加盟店に当該商品等の代金を支払うことができます。ただし、加盟店により、一部の商品等については、その代金の支払いには使用できない場合があります。
2. 利用者は、次の方法により商品等の購入又は提供の代金の支払いに Edy を使用することができます。

(1) 加盟店の店頭においてお支払いになる場合

利用者が加盟店の店頭において商品等の代金を Edy で支払う場合には、当該加盟店において当該商品等の代金額が Edy 端末に入力された後、利用者は、Edy 携帯電話を Edy 端末の定められた部分に触れさせることにより（加盟店に代行させる場合を含み、以下、同様とします。）商品等の代金額に相当する Edy を Edy 端末に移転させ、当該加盟店に対する商品等の代金を支払います。この場合、Edy 端末に支払いが完了した旨の表示がされたときに、利用者の Edy 携帯電話から加盟店の Edy 端末に対する Edy の移転が完了し、これにより当該 Edy 相当額の金銭の加盟店に対する引渡しと同様の効果が発生します。なお、商品等の代金額及び使用後の Edy の残高が Edy 端末に表示されますので、利用者は、その表示された内容に誤りがないかどうか、ご確認いただき、誤りがあった場合には、速やかに当該加盟店に対してお申し出ください。

(2) インターネット上の加盟店においてお支払いになる場合

利用者がインターネット上の加盟店において商品等の代金を Edy で支払う場合には、利用者は、当社及び加盟店所定の方法に従い加盟店に当該代金を支払います。この場合、当社は、利用者が当社及び加盟店所定の方法に従うことで、加盟店に代わって利用者の Edy 携帯電話から商品等の代金額に相当する Edy を差し引いて当社に当該代金額に相当する Edy を移転させます。利用者と加盟店との間における商品等の提供に関する契約は、当社への Edy の移転の時に成立し、同時に商品等の代金の支払いが完了するものとします。

3. 利用者は、本条第2項第1号及び第2号のうちパーソナルリーダー・ライタ接続機器を使用する場合には、Edy が正常に移転するまで、Edy 携帯電話を Edy 端末の定められた部分に触れさせてください。Edy 携帯電話を Edy 端末の定められた部分に触れさせたにもかかわらず、Edy が正常に移転しなかった場合には、利用者は、加盟店の指示に従ってください。
4. 本条第2項の方法によるお支払いの際に、Edy 端末、Edy 携帯電話の画面もしくはパ

ーソナルリーダー・ライター接続機器の画面にEdyが不足している旨の表示がされた場合の取扱いは次のとおりとなります。

- (1) 第2項第1号(加盟店の店頭においてお支払い)の場合には、当該不足額について現金その他の支払手段でご精算ください。
 - (2) 第2項第2号(インターネット上の加盟店においてお支払い)の場合には、Edyによるお支払いはできませんのでご了承ください。
5. 利用者は、Edyにより加盟店から購入又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者と加盟店との間で解決します。
6. 当社は、利用者と加盟店との間に生じた問題について、責めを負わないものとします。

第8条 (Edy 使用後の取扱い)

前条第2項に定めるEdyの移転後、利用者と加盟店の間におけるEdy移転の原因となる商品等の購入又は提供に係る取引の無効が判明し、又は、当該取引の取消し、解除が行われた場合であっても、利用者は、当社及び当該加盟店に対して当該Edyの移転の無効又は取消しを求めることはできません。この場合、利用者と当該加盟店との間の精算は、現金等により行われます。

第9条 (楽天Edyサービスの利用中止等)

1. 当社が次のいずれかに該当すると認定した場合には、利用者に予告することなく楽天Edyサービスの利用を全面的に又は部分的に中止することがあります。
 - (1) Edy携帯電話、Edyカード若しくはこれに記録されたEdy(利用者の保有か否かを問わない)が偽造、変造若しくは不正作出されたとき、又はその疑いのあるとき
 - (2) Edy(利用者の保有か否かを問わない)が不正使用されたとき又はその疑いのあるとき
 - (3) Edy携帯電話、Edyカード若しくはパーソナルリーダー・ライターの破損、電磁的影響その他の事由によりEdyが破壊及び消失したとき又は楽天Edyサービスに関するシステムの障害その他の事由によりEdyが使用不能となったとき
 - (4) 楽天Edyサービスに関するシステムの保守管理その他の事由により楽天Edyサービスに関するシステムの全部又は一部を休止するとき
 - (5) 利用者によるEdyの使用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのあるとき
 - (6) 利用者によるEdy携帯電話又はパーソナルリーダー・ライターの利用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのあるとき
 - (7) その他やむを得ない事由が生じたとき。
2. 前項の楽天Edyサービスの全部又は一部の利用中止により、利用者に不利益又は損害が生じた場合でも、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社はその責任を負いません。

3. 利用者は、Edy 携帯電話又はこれに記録された Edy が、偽造、変造又は不正作出されたものであることを知ったときは、Edy 携帯電話又は Edy を使用できません。この場合、利用者は当社に対して当社所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造又は不正作出された Edy 携帯電話又は Edy を当社所定の方法により当社に提出します。

第 10 条 (Edy 携帯電話の紛失、盗難等)

Edy 携帯電話の紛失、盗難その他の事由により Edy 携帯電話に記録された未使用の Edy が紛失し、又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社はその責任を負いません。

第 11 条 (Edy に生じた事故)

1. Edy 携帯電話に記録された Edy が、Edy 携帯電話の破損、電磁的影響その他の事由により破壊され又は消失した場合、利用者は当社所定の方法により申請することとします。
2. 当社は、前項の申請に基づいて未使用のまま破壊又は消失された Edy の金額を当社所定の方法で確認し、これによって未使用のまま破壊又は消失された Edy に相当する金額を当社が確認できた場合には、その金額から当社所定の手数料を差引いた額を当社所定の方法に従い利用者に返還します。

第 12 条 (Edy の払戻し)

1. Edy の払戻しは、前条第 2 項、本条、第 19 条及び第 21 条に定める場合又は当社が特に認める場合を除き、行うことができません。
2. 当社の都合により楽天 Edy サービスを全面的に終了する場合には、利用者は、当社に対して Edy の払戻しを申し出ることができます。この場合、当社は、当社所定の場所において当社所定の方法により、利用者の Edy 携帯電話に記録された未使用の Edy の金額を確認し、その金額の払戻しを行います。なお、払戻しを実施した Edy 携帯電話は、以後 Edy 携帯電話として使用することはできません。
3. 当社は、払戻しを求める利用者が正当な携帯電話の所持者であることが確認できない場合又は未使用の Edy の金額を確認できない場合は、払戻しの申し出を断ることができます。
4. 本条第 2 項に定める場合を除き、Edy の払戻しを行う場合には、当社所定の払戻手数料を申し受けることがあります。

第 13 条 (利用者による Edy 携帯電話での Edy 使用の中止)

1. 利用者は、Edy 携帯電話の買い替えなど当該携帯電話の使用を中止する場合には、Edy 携帯電話で Edy の使用を中止するための機器操作を、当社所定の手続及び手順に従い、利用者ご自身で機器操作を行ってください。

2. 前項の場合、当社は、Edy の未使用残高の払戻しはいたしませんので、Edy の未使用残高がある場合には、利用者は、これを全部ご使用になってから、当社所定の手続及び手順に従い、Edy 携帯電話で Edy の使用を中止するための機器操作を行ってください。Edy を使い切ることなく、Edy 携帯電話で Edy の使用を中止するための機器操作を行った場合には、利用者は、当該 Edy の使用权を放棄したものと取り扱われることを、あらかじめ同意します。
3. 前項による Edy 携帯電話で Edy の使用を中止するための機器操作を繰り返し行った場合には、本約款第 3 条第 3 項により Edy 携帯電話で Edy の使用ができなくなることがありますので、利用者は、あらかじめご了承の上、前項の Edy 携帯電話で Edy の使用を中止するための機器操作を行ってください。

第 1 4 条 (Edy 携帯電話に関する通信サービス契約の解約)

利用者は、携帯電話事業者との間で通信サービス契約を終了した場合には、Edy 携帯電話を用いて楽天 Edy サービスの全部又は一部の利用ができなくなることにあらかじめ同意します。

第 1 5 条 (特典等の扱い)

利用者は、ポイントサービスや割引サービス等を提供する事業者（以下「ポイント事業者等」といいます。）が利用者との約定に基づき Edy と関連して独自のサービスを提供するに当たり、ポイント事業者等及び当社が別途定める事由により利用者に当該サービスに付随して付与される特典等が付与されない場合があることにあらかじめ同意します。

第 1 6 条 (個人情報の取扱い)

当社は、本約款に基づく取引において、原則として、利用者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年 5 月 3 0 日法律第 5 7 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 1 項に定義する個人情報をいい、以下「個人情報」といいます。）を取得しません。ただし、当社は、払戻しの手続を行うに当たり、利用者の住所、氏名その他の情報を取得することがあります。この場合、当社は、取得した情報を払戻しの手続及びこれに関する問い合わせのためにのみ利用することとし、善良なる管理者としての注意をもって当該情報を管理します。また、当社は、楽天 Edy サービスに付随する本約款に基づく取引以外の各種サービスにおいて、個人情報を取得することがあります。この場合、当社は、あらかじめ利用者の同意を得たうえで個人情報を取得することとします。

第 1 7 条 (Edy 使用情報の取得等)

利用者は、当社が楽天 Edy サービスを運営する上で取得した Edy の使用履歴情報が当社に帰属することに同意し、当社がそれらの情報を利用者個人を特定することなく利用すること及び第三者に対してこれらの情報を提供することにあらかじめ同意します。ただし、当該情報が個人情報に該当する場合には、同法及びこれに基づく政令、ガイドライン等並び

に当社の社内規程の定めに従い、かかる情報を取り扱うこととします。

第18条（調査）

1. 当社は、Edyの安全性を高める目的及び当社が不適当と判断するEdyの使用を防止する目的等のために調査、情報の取得を行うことがあります。
2. 利用者は、当社が前項の目的のため利用者におけるEdyの使用状況について調査、情報の取得を行い、法令等に基づく場合又は捜査機関、税務署その他国の機関からの要請その他当社が必要と認める第三者に当該情報を開示する場合があることにあらかじめ同意します。ただし、当該情報が個人情報に該当する場合には、同法及びこれに基づく政令、ガイドライン等並びに当社の社内規程の定めに従い、かかる情報を取り扱うこととします。

第19条（利用資格の取消し）

当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該利用者の楽天Edyサービスの利用資格を取り消すことができます。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、当該利用者に対し楽天Edyサービスの利用を中止することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとし、

- (1) 本約款に違反した場合
- (2) 反社会的勢力である又はその疑いがあると当社が判断した場合
- (3) 楽天Edyサービスの利用に関し、自ら又は第三者を利用して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害した場合
- (4) 楽天Edyサービスが犯罪に利用されている又は利用された疑いがあると当社が判断した場合
- (5) その他利用者の楽天Edyサービスの利用状況等から、楽天Edyサービスの利用者として不適格と当社が判断した場合

第20条（加盟店及び商品等）

1. 当社と加盟店との加盟店契約の締結及び終了等の事由により、加盟店の数が増減することがあります。
2. 当社と加盟店は、販売又は提供に係る代金についてEdyを使用することのできない商品等を個別に追加、変更することができます。

第21条（楽天Edyサービスの終了等）

1. 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、又は当社の都合等その他の事由により、楽天Edyサービスの取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、当社は、利用者に対して当社所定の方法で事前に通知します。
2. 利用者は、前項の通知を受けたときは速やかに、未使用のEdyについて第12条によ

る払戻しの手続を行います。

第22条（制限責任）

楽天 Edy サービスを利用することができないことにより利用者に生じた不利益又は損害及び Edy に関するサービスを利用中に他の事業者が提供するサービスの利用ができないことにより利用者に生じた不利益又は損害については、当社はその責任を負いません。ただし、当該不利益又は損害が当社の故意又は重過失にもとづく場合を除きます。なお、逸失利益、機会損失については、当社は責任を負いません。

第23条（約款の変更）

当社は、あらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知することにより、本約款を変更することができます。当該告知後、利用者が Edy の発行を受け又は Edy を使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

第24条（合意管轄裁判所）

利用者は、本約款に基づく取引に関して万一当社との間に紛争が生じた場合、当社の本店の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上

附 則

本約款は、2014年7月1日から適用します。

【お問合せ・ご相談窓口】

本約款に関するお問合せは、以下の連絡先までご連絡ください。

楽天 Edy 株式会社

東京都品川区東品川四丁目12番3号

TEL: 0570-081-999